

ふるさと納税について

今回は、「ふるさと納税」について取り上げます。

多くの方が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っています。その結果、都会の自治体は税収を得ますが、自分が生まれ育った故郷の自治体には税収が入りません。

そこで、「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思で、いくらでも納税できる制度があっても良いのではないか」といった考えを発端とし生まれたのがふるさと納税制度です。

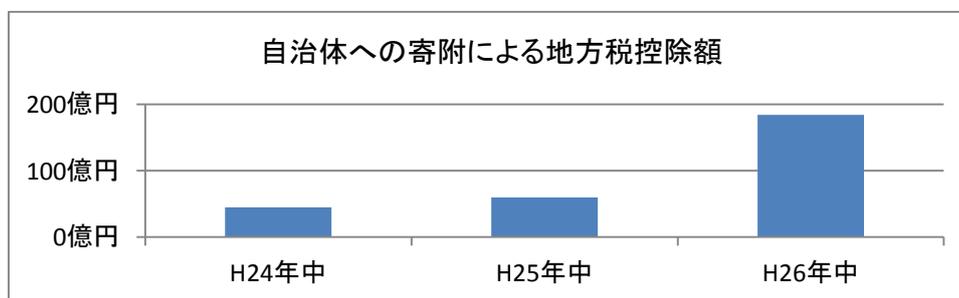
「納税」という言葉がついているふるさと納税ですが、実際には、都道府県、市区町村への「寄附」です。また、寄附する自治体は、自分の故郷やゆかりの地である必要はなく、どこの自治体でも構いません。

一般的に自治体に寄附をした場合には、確定申告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除されます。ですが、ふるさと納税では、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除されます（一定の上限はあります）。

例えば、年収700万円の給与所得者の方で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である28,000円（30,000円－2,000円）が所得税と住民税から控除されます。

端的に言えば、ふるさと納税を使うことにより、住民税を納める自治体を自由に選ぶことが出来るわけです。

さて、ふるさと納税をすると、その地方の特産品などを寄附のお礼の品として送ってくれる自治体があります。中にはかなり高級な食品や高価な品物がいただける自治体もあります。このお礼の品が人気となり、ふるさと納税の実績額は急激に拡大しています。



※寄附金控除の申告があったものの集計（出所：総務省）

ふるさと納税の手順は原則として次の通りです。

1、寄附金額を決める。

寄附する金額に限度額はありませぬ。ただし、控除額をフルに活用をしたいのであれば、住民税所得割額の2割を目安として金額を決めるのがよいでしょう。限度額を超えた寄附は控除されませぬ。



※「ワンストップ特例」の場合、所得税からの控除は発生せず、全て住民税からの控除となります。

2、寄附先の都道府県、市町村（自治体）を決める。

寄附先はどの自治体でも構いません。お礼の品を選定要素とする方も多いでしょう。

寄附先の数にも制限はありませぬ。ただし、確定申告をしない「ワンストップ特例」では、寄附先数は5団体までと限られています。

3、寄附先へ寄附する。

寄附の申し出の仕方には、インターネットや申し出書の郵送、FAX、直接持参など自治体によってまちまちです。また、寄附の方法も、銀行振り込み、郵便振替、現金書留、現金持参やクレジットカード払い、コンビニエンスストア払いなどがあります。

4、寄附先からお礼の品が送られてくる。

自治体によっては、寄附してから相当期間後にお礼の品が送られてきます。

5、寄附先から証明書が送られてくる。

寄附した自治体からの証明書の発行に要する期間は、自治体によってまちまちです。1～2ヶ月かかる場合もありますので、余裕をもって寄附することをお勧めします。

6、翌年に確定申告をする。

寄附金控除を受けるためには確定申告をしなければなりません。自治体から受け取った証明書を添付して申告します。なお、サラリーマンは「ワンストップ特例」を申請することで、確定申告をしないで控除を受けることもできます。

7、所得税と住民税が軽減される。

所得税からの控除に加えて、ふるさと納税を行った翌年度分の住民税が減額される形で控除されます。

(参考)

総務省 HP : http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」HP : <http://www.furusato-tax.jp/>

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp

<http://www.cbca.jp>

お問い合わせ先